

## 敷地内禁煙について

### ■ 敷地内禁煙のお願い

当院では健康増進法第25条の定めにより、受動喫煙防止のため、敷地内での喫煙を禁止しております。ご来院、ご入院中の皆さまには、禁煙（非燃焼・加熱式たばこを含む）の厳守をお願いいたします。

また、病院周辺においてもマナーをお守りいただき、病院敷地内全面禁煙にご理解とご協力をお願いいたします。

### ■ 健康増進法第25条（受動喫煙の防止）

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（健康増進法 第五章 第2節 受動喫煙の防止 抜粋）

### ■ 受動喫煙

たばこの煙のうち、フィルターなど吸い口から喫煙者が吸い込む煙を「主流煙」といい、喫煙者が吸って吐き出した煙を「呼出煙」といいます。また、火がついた部分から立ち上る煙のことを「副流煙」といいます。空気中には、呼出煙と副流煙が混ざって漂うこととなりますが、そういう煙を「環境たばこ煙」と呼んでいます。そしてそれにさらされることを「受動喫煙」といいます。

受動喫煙とは、文字通り「受け身」の「喫煙」です。自分が燃焼や加熱することによりたばこから煙を発生させるのではなく、他人のたばこの煙にさらされてしまうことが「受動喫煙」です。改正健康増進法第28条では「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。」と定義されています。

さんむ医療センター 院長